

2018年5月28日

司法記者クラブ・岐阜地裁 担当記者の皆様

くらし・しぜん・いのち 岐阜県民ネットワーク(代表・寺町知正)

名古屋市民オンブズマン(代表・滝田誠一)

全国市民オンブズマン連絡会議(事務局長・新海聡)

消防デジタル無線談合・「全国初の『県内一斉』住民訴訟」

(6件合計)「3億8825万6400円を返させよ」の提訴

いつもお世話になります。岐阜地方裁判所に対して標記の件にかかる住民訴訟(地方自治法242条の2)を提起しますので、ご案内いたします。

【事案の概要】無線通信をアナログからデジタルとする国の方針で、全国の自治体消防本部が「デジタル無線」を導入、2016年5月までに切り替えました。極めて高額な設備です。

この事業に関し、公正取引委員会は2017年2月2日、「メーカー5社」(富士通ゼネラル、日本電気、沖電気工業、日本無線、日立国際電気とその各県の代理店など)が談合して、公共の利益に反して競争を実質的に制限した旨を認定し、課徴金納付命令を出しました。

富士通ゼネラル以外は課徴金を払い(制度上、一部免除例)、再発防止の徹底等を表明。

課徴金とは別に、各自治体には「談合によって損害が生じている」のでこの分も返還されるべきお金です。しかし、公取委の命令を受けて1年を経過しても、全国ほとんどの自治体・消防本部が、談合認定に起因する損害賠償を業者に請求する旨の意思を示していません。

【住民監査請求】そこで、全国市民オンブズマン連絡会議が、損害の賠償を求めべく各地での住民監査請求を呼びかけています。岐阜県では当該談合が著しく、7消防本部の事業が該当。まず、名古屋市民オンブズマンが弁護団として全面的にリードし、「全国初で岐阜県内の該当消防本部に対して一斉に住民監査請求」しました(7消防本部に3月5日発送)。

その後、羽島郡広域連合消防本部は業者に損害賠償請求し、全額の3276万円が支払い済みとなりました。他の6消防本部監査委員は5月初旬に住民監査請求を「棄却」しました。

【住民訴訟の提訴】私たちは「棄却」との結果には到底納得できないので、住民訴訟に進むしかありません。消防本部ごとの損害賠償額は、揖斐郡消防組合9786万円、中濃消防組合9355万5000円、中津川市8988万円、下呂市6867万円、山県市3282万3000円、岐阜市546万8400円。**6消防本部の合計は「3億8825万6400円」**と莫大な金額です。各自治体、組合の長は速やかに関係業者に損害賠償請求すべきです。

訴訟は、名古屋市民オンブズマンの弁護士が原告(住民監査請求人)の代理人として弁護団を構成、一切を進めて行きます。この提訴につき、以下のようにご案内いたします。

5月28日(月) 午後2時 岐阜地裁民事部に訴状を提出し、

手続き完了後 **2時30分～岐阜市民会館2階 会議室48**で

解説させていただきます。資料などはその際に配布いたします。

以上